

(別紙様式1)

平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

都道府県名： 山口県
農業委員会名： 周防大島町

法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

周知している 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	告示し掲示板に掲載
改善措置	
周知していない場合、その理由	

(2) 総会等の議事録の作製

作製している 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	約1週間
改善措置	

作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

詳細なものを作製している 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	
------	--

(4) 議事録の公表

公表している 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	事務局にて閲覧
改善措置	

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 37 件、うち許可 37 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	担当農業委員による現地調査及び申請人への聞き取り調査を実施。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	現地調査及び聞き取り調査に基づく担当委員の見解をもとに審議。			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	詳細な議事録の閲覧により、審議結果の公表としている。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20日	処理期間(平均)	20日
	是正措置				

(2) 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 36 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	担当農業委員による現地調査及び申請人への聞き取り調査を実施。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	現地調査及び聞き取り調査に基づく担当委員の見解をもとに審議。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	現地調査及び聞き取り調査に基づく担当委員の見解をもとに審議。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	25日
	是正措置				

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	
	うち報告書提出農業生産法人数	法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	
	対応状況	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 75 件 公表時期 平成23年12月
	是正措置	情報の提供方法: 広報誌及びホームページに掲載
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 357 件 取りまとめ時期 平成24年3月
	是正措置	情報の提供方法: 特になし
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 2,000 ha 整備方法: 電子処理システムへの入力中
	是正措置	データ更新: 農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ毎月更新予定。 電子処理システムへの早期完了

その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	1 下限面積があることに対する苦情 2件 2 通作距離の範囲に対する苦情 1件 計 3件
農地転用に関する事務	1 自己転用に関する規制があることに対する苦情 2件 計 2件
農業生産法人からの報告への対応	
情報の提供等	
その他法令事務に関するもの	1 農振法に関する規制があることに対する苦情 4件 計 4件

地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成24年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,178 ha	371.8 ha	17.07 %
課 題	柑きつ主体の当町において、耕作放棄された柑きつ園は病害虫の発生を予防するため、補助金により樹木を伐採している。そのため、その後の農地としての利用に制限があり、有効利用を図るうえで支障をきたしている。		

遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成23年度の目標及び実績

目 標	実 績	達成状況(/ ×100)
0.3 ha	1.2 ha	400 %

- 1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入
- 2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		通年	35 人	随時	
	調査方法	・耕作放棄地発生防止に向けた取組 ・農業委員による検討会の開催、広報活動、農地パトロール ・耕作放棄地解消に向けた取組 通年 農地所有者に対する指導、通年 担い手への利用集積			
遊休農地への指導	実施時期:通年				
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		通年	35 人	随時	
	調査方法	・耕作放棄地発生防止に向けた取組 ・農業委員による検討会の開催、広報活動、農地パトロール ・耕作放棄地解消に向けた取組 通年 農地所有者に対する指導、通年 担い手への利用集積			
	遊休農地への指導	実施時期:通年			
	遊休農地である旨の通知	指導件数: 件	指導面積: ha	指導対象者: 人	
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 件	面積: ha	対象者: 人	
その他の取組状況					

その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	目標を達成することはできたが、今後も継続的に取組活動を実施する。
活動に対する評価の案	日常の農業委員活動の中で農地パトロールを実施し、耕作状況の確認を行い、耕作放棄地の発生防止及び解消に向けた取組を行った。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	今後も継続的に取組活動を実施する必要があり、妥当と考える。
活動に対する評価	今後も継続的に取組活動を実施する必要があり、妥当と考える。

促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成24年3月現在)	農家数	1,847 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	559 戸	84 経営	0 法人	0 団体
	農業生産法人数	0 法人			
課 題	農家の高齢化や後継者不足により地域の農業を担う者が減少しており、地区の状況に合わせた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。 本町の農地のほとんどが中山間地にある柑きつ園であり、ほ場一筆の面積も小さいうえ、零細農家が多く農業従事者の高齢化も進んでおり、早急に認定農業者を主とした担い手の育成・確保を図る必要がある。				

農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成23年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標	2 経営	法人	団体
実 績	7 経営	法人	団体
達成状況 (/ × 100)	%	%	%

1 目標欄には、別紙様式2の の1の(4)の目標欄の目標値を記入

2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	農業委員から意欲のある農業者の情報収集を行い、周防大島担い手支援センターと連携し認定の推進活動を実施(通年)。	周防大島担い手支援センターが行う集落営農の法人化のための説明会や集落座談会に参画し、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の周知や普及を行う。	
活動実績	担い手支援センターと連携し推進活動を実施し、新規2経営体を認定したが、取消が9経営体あった。	説明会や集落座談会の開催がなかったため、周知や普及が行えなかった。	

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	本町の農政事情より妥当と考える。		
活動に対する評価の案	新規2経営体、取消9経営体となり減少となった。	地域の特性上法人化等は困難である。	地域の特性上法人化等は困難である。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	本町の農政事情より妥当と考える。		
活動に対する評価	担い手支援センターと連携し推進活動を継続して実施するとともに、他からの情報収集に努める必要がある。	地域の特性上法人化等は困難である。	地域の特性上法人化等は困難である。

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成24年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,178 ha	201ha	9.23 %
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の分散錯圃、所有者の土地への執着等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。また、担い手と呼ばれる農家自体も高齢化が進み、これ以上の集積が困難になっている。 今後は、意欲のある定年帰農者や ターン者を担い手候補と位置づけ、集積をはかる必要がある。		

これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成23年度の目標及び実績

目 標	実 績	達成状況(/ ×100)
10 ha	9 ha	90 %

- 1 目標欄には、別紙様式2の の2の(4)の目標欄の目標値を記入
- 2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	担い手支援センターが実施している『営農塾』や『帰農塾』の修了生や定年帰農者・ ターン者を担い手候補者として位置づけ、円滑な権利移動ができるよう、広報誌やリーフレット等を活用し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等の周知を実施。
活動実績	担い手支援センターによる利用権設定の制度等の周知の結果、新規で16.4haの利用権が設定された。一方で、高齢化等により更新されなかった利用権が7.4haあった。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	新規の利用権設定面積は、目標数値をクリアしたが、更新できなかった面積が7.4haあったため、トータルでは目標を達成できなかった。
活動に対する評価の案	担い手支援センターと情報の共有を図りながら、『営農塾』や『帰農塾』の修了生及び定年帰農者を中心に制度のPR等を行った結果、16.4haの利用権が設定された。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	新規の利用権設定面積は、目標数値をクリアしたが、更新できなかった面積が7.4haあったため、トータルでは目標を達成できなかった。
活動に対する評価	担い手支援センターと情報の共有を図りながら、『営農塾』や『帰農塾』の修了生及び定年帰農者を中心に制度のPR等を行った結果、16.4haの利用権が設定された。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成24年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B / A × 100)
	ha	ha	%
課 題	現状では違反転用は発見されていないが、遊休農地の増加に伴い農業者や住民の目の届かない山間部は重点的な監視活動が必要。		

違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成23年度の目標及び実績

目 標	実 績	達成状況(/ × 100)
ha	ha	%

1 目標欄には、別紙様式2の の3の(4)の目標欄の目標値を記入

2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	広報誌等を利用した農業者等への周知 農地パトロール
活動実績	広報誌等を利用した農業者等への周知及び農地パトロールを実施した。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	農地パトロールの結果、違反転用は発見されなかった。
活動に対する評価の案	広報誌等を利用した農業者等への周知及び農地パトロールを実施したが、今後も同様な活動が必要である。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	違反転用は、発生防止及び早期発見・早期指導が重要であり妥当なものとする。
活動に対する評価結果	今後も継続して実施する必要がある、妥当なものとする。

その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。